

## 船舶事故調査報告書

平成22年10月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年9月18日 15時24分ごろ
発生場所	福岡県北九州市門司区沖 門司大里防波堤灯台から西方約500m付近 (概位 北緯33°54.5′ 東経130°55.6′)
事故調査の経過	平成21年9月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 押船 第八十八 <sup>きんえい</sup> 金栄丸、138トン 135481、株式会社有明商事 33.01m×9.60m×3.65m、鋼 ディーゼル機関、1,471kW、平成9年9月14日 B バージ 第88 <sup>きんえい</sup> 金栄丸、1,102トン なし、株式会社有明商事 84.57m×20.00m×7.50m、鋼 C 釣船 <sup>しょうわ</sup> 昭和丸、4.3トン 292-24868福岡、個人所有 10.92m (Lr) × 2.62m × 0.81m、FRP 船内機、356.72kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成9年12月4日 免状交付年月日 平成19年9月6日 免状有効期間満了日 平成24年12月3日 C 船長C 男性 51歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年3月9日 免許証交付日 平成18年10月18日 (平成23年10月17日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長C）
損傷	A なし B 船首部に擦過傷 C 右舷中央部に凹損、操舵室上部が損壊
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、B船を押した押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、関門航路を東進中、C船は、船長Cが1人で乗り組み、関門航路を東進中、A船押船列が前方を航行中のC船を追い越そうとした際、平成21年9月18日15時24分ごろ、北九州市門司区

	<p>沖において、B船の船首部とC船の右舷中央部とが衝突し、C船が転覆した。</p> <p>船長Cは、海上保安官により転覆したC船から救助されて病院に搬送され、死亡が確認された。死因は溺水と検案された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 快晴、風向 北、風速 約4～5m/s、視界 約10km以上</p> <p>海象：さざ波程度、潮流 早瀬瀬戸では東約8ノット下げ、水温 約25℃</p>	
その他の事項	<p>A船とB船は、アーチカップル式で結合された砂利採取運搬船であった。</p> <p>C船は、突然、速力を上げてA船の前方を横切ろうとした。</p> <p>船長Cは、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>A船押船列は、関門航路を東進中、C船を追い越そうとした際、十分な船間距離をとらず、また、追い越し信号を行わなかったものと考えられる。</p> <p>C船は、A船押船列に気付かずに定係港へ向けて変針した可能性があると考えられるが、C船の衝突にいたる状況は、明らかにすることができなかった。</p> <p>船長Cの死因は、溺水であった。</p>
原因	<p>本事故は、関門航路において、A船押船列とC船がともに東進中、A船押船列がC船を追い越そうとした際、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	